

農産物缶詰及び農産物瓶詰に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 農産物缶詰及び農産物瓶詰の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和6年10月

消費者庁食品表示課

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
レトルトパウチ食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾しいたけ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
農産物漬物	●	●	●	●	—	—	—	—	●
ジャム類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
乾めん類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
マーガリン類	●	●	●	●	—	●	●	●	—
マカロニ類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
即席めん	●	—	●	●	●	—	●	—	●
パン類	●	●	●	—	●	—	—	—	—
凍り豆腐	●	●	●	●	●	—	●	●	●
ハム類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ベーコン類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
煮干魚類	●	●	●	—	●	—	—	—	●
削りぶし	●	●	●	—	●	●	●	●	●
うに加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
うにあえもの	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
みそ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
しょうゆ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
ウスターソース類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	—	●
食酢	●	●	—	●	—	●	●	●	●
風味調味料	●	●	●	—	—	—	●	●	●
乾燥スープ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
食用植物油脂	●	●	●	●	—	●	—	—	●
調理冷凍食品	●	●	●	●	—	●	●	●	●
チルドハンバーグステーキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チルドミートボール	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チルドぎょうざ類	●	●	●	●	●	●	●	●	●
炭酸飲料	●	●	●	—	—	—	—	—	●
果実飲料	●	●	●	●	—	—	●	●	●
豆乳類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	—	●

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰	農産物又はその加工品（調味したもの及びフルーツみつ豆に配合する場合の寒天を含む。）に充てん液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの（固形トマト及び農産物漬物に該当しないものに限る。）をいう。	現状維持
	たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（ <i>Phyllostachys pubescens</i> Mazel）の生鮮なたけのこをいう。以下この表及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、節間が短く、かつ、形状が全形等のものを詰めたものをいう。	一部改正
	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（ <i>Asparagus officinalis</i> L. に属する品種の生鮮な又は凍結させたどん茎をいう。以下この表、別表第4、別表第19及び別表第20の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、形状がロングスパーク等のものを詰めたものをいう。	一部改正
	スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（ <i>Zea mays</i> L. に属する品種の生鮮な若しくは凍結させた果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下この表、別表第4及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）を詰めたものをいう。	一部改正
	グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（ <i>Pisum sativum</i> L. （ <i>Macrocarpum</i> 亜種を除く。）の生鮮な若しくは凍結させた種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したものをいう。以下別表第四の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）を詰めたものをいう。	削除
	あずき缶詰又はあずき瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（ <i>Phaseolus angularis</i> Wightに属するものをいう。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。	削除
	大豆缶詰又は大豆瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、大豆（ <i>Glycine max</i> Merr. に属するものをいう。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。	削除
	マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、マッシュルーム（ <i>Agricus</i> （ <i>Psalliota</i> ）属に属する <i>Agricus bisporus</i> 等の栽培品種の生鮮な又は塩蔵した子実体をいう。以下この表、別表第4及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。	一部改正

※本資料は、現行の制度を記載しているもので、業界団体からの要望を反映させたものではありません。

○別表第3:食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	えのきたけ缶詰 又はえのきたけ 瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけ（ <i>Flammlina veltipes</i> Singの生鮮な子実体をいう。以下別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。	一部 改正
	なめこ缶詰又は なめこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ（ <i>Pholiota nameko</i> S. ITO et IMAIの生鮮な子実体をいう。以下この表、別表第4及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。	一部 改正
	みかん缶詰又は みかん瓶詰	次に掲げるものをいう。 一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかん（ <i>Citrus reticulata</i> Blancoに属するかんきつ類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第4及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の果粒状又はさのう状の果肉を詰めたもの	一部 改正
		二 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかんの果皮を除去した全形のものを詰めたもの	現状 維持
	もも缶詰又はも も瓶詰	次に掲げるものをいう。 一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも（ <i>Prunus persica</i> L.に属する核果類（ネクタリン種を除く。）の完熟した果実をいう。以下この表、別表第4及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの	一部 改正
		二 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの果皮を除去した全形のものを詰めたもの	現状 維持
	なし缶詰又はなし 瓶詰	次に掲げるものをいう。 一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし（ <i>Pyrus communis</i> L.又は <i>Pyrus sinensis</i> L.に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第4及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）及び和なし（ <i>Pyrus serotina</i> Rehderに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第4及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの	一部 改正
		二 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの果皮を除去し、又は除去しない全形のものを詰めたもの	現状 維持

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パインアップル（Ananas comosusに属する完熟した果実をいう。以下この表、別表第19及び別表第20の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。	一部 改正
	くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり（Castanea crenata Sieb. Et Zucc.又はCastanea sativa MILLERに属する完熟した果実をいう。以下別表第4及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の外皮を除去したものを詰めたものをいう。	一部 改正
	アップルソース缶詰又はアップルソース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、りんご（Malus domestica Borkhausenに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表及び別表第19の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の果肉を破碎し、適度な粘ちゅう度を有するよう調製したものを詰めたものをいう。	削除
	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、2種類以上の農産物を配合したものを詰めたものをいう。	削除
	フルーツカクテル缶詰又はフルーツカクテル瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げる果実を含む4種類以上の果実を配合したものを詰めたものをいう。 一 黄もも 二 洋なし 三 パインアップル 四 ぶどう又はさくらんぼ	現状 維持
	フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げるものをいう。 一 3種類以上の果実に赤えんどう及びさいの目に切った寒天を配合したものを糖液とともに詰めたもの 二 一にあん、蜜等を添付したもの	現状 維持

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	ホワイト	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、白色若しくは乳白色のどん茎を詰めたもの又は白色若しくは乳白色のどん茎と頭部が黄緑色、淡緑色、緑色若しくは青色に帯色したどん茎を詰めたものであって、頭部が帯色したどん茎が全個体数の20%を超えないものをいう。	現状 維持
	ホワイト・グリーン チップド	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、ロングスパーク、スパーク又はチップを詰めたものであって、頭部及びこれに続く茎の部分が黄緑色、淡緑色、緑色若しくは青色に帯色したどん茎に、白色若しくは乳白色のどん茎を加え又は加えないものであり、各個体の長さの2分の1以上の部分が帯色したどん茎が全個体数の25%を超えないものをいう。	
	グリーン	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、緑色、淡緑色若しくは黄緑色のどん茎を詰めたもの又は緑色、淡緑色若しくは黄緑色のどん茎と基部からその長さの2分の1を超えない程度の部分が白色若しくは乳白色のどん茎を詰めたものであって、基部からその長さの2分の1を超えない程度の部分が白色若しくは乳白色のどん茎が全個体数の20%を超えないものをいう。	
	全形	農産物（アスパラガス、マッシュルーム及びなめこを除く。）の皮又は果皮を除去し、又は除去しない原形又はほぼ原形のものをいう。ただし、たけのこにあっては皮及び根元の硬い部分を除去したものであり、かつ、節間が著しく長くないもの、パインアップルにあっては果皮及び果しんを除去した円筒状の果肉、びわにあっては果皮及び果核を除去したほぼ原形の果肉をいう。	
	つぼみ	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでおり、菌膜がほとんど目立たないものをいう。	
	ホール	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定してかさの直径を超えない長さに切断したものをいう。	
	ボタン	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して5mmを超えない長さに切断したものをいう。	
	開き	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでいないもの又はマッシュルームで、かさが開いているものであり、かさの直径が40mm以下で茎の長さが菌膜底部から測定してかさの直径以下のものをいう。	
	全果粒	みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であって、じょうのうの原形がほぼ完全に保持されているものをいう。	

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	身割れ	次に掲げるものをいう。 一 みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であって、じょうのうの原形の2分の1以上を保持しているもの（みかんにあっては、直径2mmのワイヤーで作った12mm平方のふるい目に残るものであって、全果粒以外のものを含む。） 二 パインアップルにあっては、輪切りを切断した果肉であって、大きさが均一でない弧状のもの	現状 維持
	小片	次に掲げるものをいう。 一 果実（みかんを除く。）の小さな果肉片であって、形及び大きさが不ぞろいのもの 二 みかんの果粒状の果肉であって、直径2mmのワイヤーで作った8mm平方のふるい目に残り、かつ、全果粒及び身割れ以外のもの	
	じょうのう片	みかんのじょうのう状の果肉であって、直径2mmのワイヤーで作った8mm平方のふるい目を通すものをいう。	
	ホールカーネル	スイートコーンの原形又はほぼ原形の果粒をいう。	
	クリームスタイル	スイートコーンの原形若しくはほぼ原形の果粒又は果粒片にスイートコーンのクリーム状成分及び水又はその他の充てん液を加えて粘ちゅう性のあるクリーム状にしたものをいう。	
	ロングスパーク	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが15cm以上18cm未満のものをいう。	
	スパーク	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが9.5cm以上15cm未満のものをいう。	
	チップ	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが4cm以上9.5cm未満のものをいう。	
	筒切り	れんこん等の全形を缶又は瓶の高さに適合するように軸方向に直角に切断したものをいう。	
	傷	たけのこの全形で、欠損しているものをいう。	
	先	たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。	
	切	たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。	

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	筒	たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。	現状 維持
	二つ割り	次に掲げるものをいう。 一 たけのこの全形を縦に2つに切断したもの 二 果実の果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を2つに切断したもの（パインアップルにあっては、輪切りをほぼ2分の1に切断した半円状の果肉）	
	四つ割り	次に掲げるものをいう。 一 ホール又はボタンをほぼ四等分したもの 二 果実の果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を4つに切断したもの（パインアップルにあっては、輪切りをほぼ4分の1に切断した扇状の果肉）	
	乱切り	全形を任意の形及び厚さに切断したものをいう。	
	千切り	全形を細かく刻んだものをいう	
	不定形	全形を不定形に破碎したものをいう。ただし、マッシュルームにあっては、かさ及び茎を不規則に切断したものをいう。	
	薄切り	次に掲げるものをいう。 一 果実以外のものにあっては、全形を厚さ2 mm以上8 mm以下に切断したもの（マッシュルームのホール又はボタンにあっては、厚さ2 mm以上8 mm以下に軸に平行に切断したもの） 二 果実（パインアップルを除く。）にあっては、果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を6つ以上に薄く切断したもの	
	ランダムスライス	ホール又はボタンを任意の厚さに任意の方向に切断したものをいう。	
	カット	次に掲げるものをいう。 一 アスパラガスにあっては、どん茎を頭部を付け、又は付けないで、長さ2 cm以上6 cm以下に切断したもの 二 果実以外のもの（アスパラガスを除く。）にあっては全形を一定の長さ又は厚さに切断したもの（筒切り、薄切り及び千切りを除く。）	

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	カット・ヘッド	アスパラガスのどん茎を、長さ2 cm以上 6 cm以下に切断したものであって、頭部の付いたものが全個体数の20%以上（どん茎を長さ3 cm以下に切断したものを詰めたものにあっては10%以上）含まれているものをいう。	現状 維持
	輪切り	パインアップルの全形又はりんごのほぼ原形の果肉を、果軸に対し直角に、均一な厚さに切断した環状の果肉をいう。	
	くさび形	パインアップルの輪切りをほぼ均一な大きさに切断したくさび状の果肉であって厚さがおおむね8 mm以上13mm以下のものをいう。	
	縦割り	パインアップルの全形を、果軸と同一方向に、果軸を中心に切断した細長い形状の果肉であって、長さがおおむね65mm以上のものをいう。	
	角柱形	パインアップルの厚肉の輪切り（厚さが38mm以下のものに限る。）を角柱状に切断したものであって、縦及び横の長さがおおむね12mm以上のものをいう。	
	立方形	果実の果肉をほぼ均一な大きさに切断した立方形状の果肉をいう。ただし、パインアップルにあっては、一辺の長さがおおむね14mm以下のものをいう。	
	果肉	果実の果皮及び果しん又は果核を除去したものをいう。ただし、かんきつにあっては、果皮、果しん、すじ、じょうのう膜及び種子を除去したものをいう。	

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法	要望
農産物缶詰及び農産物瓶詰	名称	次に定めるところにより表示する。	
		一 農産物（精米を除く。）を詰めたもの（農産物の加工品とともに詰めたものを除く。）	一部 改正
		イ 農産物の名称は、グリーンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、フルーツカクテルにあつては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の 2 種類以上の農産物を詰めたものにあつては「2 種混合果実」、「3 種混合野菜」、「混合農産物」等と表示する。	
		ロ 充てん液を加えたものにあつては、イに規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を果実のみを詰めたものにあつては表 1、それ以外のものを詰めたものにあつては表 2 に掲げる表示の方法により表示する。	
		ハ 充てん液を加えていないものにあつては、イに規定する表示の文字の次に、「・」を付して「ドライパック」と表示することができる。	現状 維持
		ニ イの規定にかかわらず、アスパラガスのロングスパーク、スパーク又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにあつては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を表示し、色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（色混合）」と表示し、グリーンピースのもやし豆にあつては「グリーンピース」の文字の次に括弧を付して「もやし豆」と表示し、マッシュルーム（ホワイト種のものを除く。）にあつては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を表示し、ももにあつては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に表示し、なしにあつては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に表示すること。	削除
		表 1	
	充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法	要望
	1 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁（濃縮したものを搾汁の状態に戻したものを含む。以下、農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの	「水づけ」と表示する。	現状 維持
	2 果実の搾汁のみのもの	「果汁づけ」と表示する。	
	3 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの	「果汁づけ（水入り）」と表示する。	

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法			要望
農産物缶詰及び農産物瓶詰	名称	表1			現状維持
		充てん液の種類		充てん液の種類の表示の方法	
		4 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。）に砂糖類を加えたもの	可溶性固形分が10%以上14%未満の場合	「シラップづけ（エキストラライト）」と表示する。	
			可溶性固形分が14%以上18%未満の場合	「シラップづけ（ライト）」と表示する。	
			可溶性固形分が18%以上22%未満の場合	「シラップづけ（ヘビー）」と表示する。	
			可溶性固形分が22%以上の場合	「シラップづけ（エキストラヘビー）」と表示する。	
		5 果実の搾汁に砂糖類を加えたもの	可溶性固形分が10%以上14%未満の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラライト）」と表示する。	
			可溶性固形分が14%以上18%未満の場合	「果汁づけ（加糖・ライト）」と表示する。	
			可溶性固形分が18%以上22%未満の場合	「果汁づけ（加糖・ヘビー）」と表示する。	
			可溶性固形分が22%以上の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラヘビー）」と表示する。	
		6 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるものに砂糖類を加えたもの	可溶性固形分が10%以上14%未満の場合	「シラップづけ（エキストラライト）（果汁入り）」と表示する。	
			可溶性固形分が14%以上18%未満の場合	「シラップづけ（ライト）（果汁入り）」と表示する。	
			可溶性固形分が18%以上22%未満の場合	「シラップづけ（ヘビー）（果汁入り）」と表示する。	
			可溶性固形分が22%以上の場合	「シラップづけ（エキストラヘビー）（果汁入り）」と表示する。	
		7 1から6まで以外の充てん液		充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を表示する。	

○別表第４：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法			要望
農産物缶詰及び農産物瓶詰	名称	表２			削除
		充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法	要望	
		１ 水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの（製品特性上「水煮」と表示することが適当でない程度に砂糖類等を加えたものを除く。）	「水煮」と表示する。ただし、豆類、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたものにあつては、「水煮」の用語を省略することができる		
		２ 水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料を加えたもの	「味付」と表示する。		
		３ バターソース、クリームソース等の調味液	「調味液づけ」と表示する。ただし、「バターソースづけ」、「クリームソースづけ」等と表示することができる。		
		４ １から３まで以外の充てん液	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を表示する。		
		二 農産物の加工品又は精米を詰めたもの 「フルーツみつ豆」、「くり甘露煮」、「ゆであずき」、「赤飯」等とその内容を表す最も一般的な名称をもって表示する。			一部 改正

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	削除
		一 「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、「こんにゃく」、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、うんしゅうみかんにあつては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。	
		二 使用した農産物が2種類以上の場合にあつては、一の本文の規定にかかわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	
		三 使用した果汁が2種類以上の場合にあつては、一の本文の規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	
		四 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあつては、一の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と表示する。	
		五 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	
		六 使用した砂糖類が2種類以上の場合、五の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	
		七 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。	

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法	要望
農産物缶詰及び農産物瓶詰	形状（1種類の農産物（れんこん、たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、なめこ、マッシュルーム及び果実（くり及びぎんなんを除く。））を詰めたものに限る。ただし、内容物の形状を容易に確認することができる瓶詰にあっては、この限りでない。）	1 1種類の農産物を詰めたものであって、使用した農産物が全形のものにあっては「全形」又は果実名に「丸」の文字を冠して「丸みかん」等と、つぼみのものにあっては「つぼみ」と、ホールのものにあっては「ホール」と、ボタンのものにあっては「ボタン」と、開きのものにあっては「開き」と、全果粒のものにあっては「全果粒」と、身割れのものにあっては「身割れ」と、小片のものにあっては「小片」と、じょうのう片のものにあっては「じょうのう片」と、ホールカーネルのものにあっては「ホールカーネル」と、クリームスタイルのものにあっては「クリームスタイル」と、ロングスパークのものにあっては「ロング」と、スパークのものにあっては「スパーク」と、チップのものにあっては「チップ」と、筒切りのものにあっては「筒切り」と、傷のものにあっては「傷」と、先のものにあっては「先」と、切のものにあっては「切」と、筒のものにあっては「筒」と、2つ割りのものにあっては「二つ割り」と、4つ割りのものにあっては「四つ割り」と、乱切りのものにあっては「乱切り」と、千切りのものにあっては「千切り」と、不定形のものにあっては「不定形」と、薄切りのものにあっては「薄切り」と、ランダムスライスにあっては「ランダムスライス」と、カットのものにあっては「カット」と、カット・ヘッドのものにあっては「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあっては「輪切り」と、くさび形のものにあっては「くさび形」と、縦割りのものにあっては「縦割り」と、角柱形のものにあっては「角柱形」と、立方形のものにあっては「立方形」と、その他のものにあってはその形状を最もよく表す用語を表示する。ただし、たけのこの全形を縦に2つに切断したものにあっては「二つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ4等分したものにあっては「四つ割り」に代えて「クォーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあっては「不定形」に代えて「ピース・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚さ2mm以上8mm以下に軸に平行に切断したものにあっては「薄切り」に代えて「スライス」と表示することができる。	一部 改正
		2 アスパラガスの表皮を除いたものにあっては、一の規定にかかわらず、「ロング」、「スパーク」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧を付して、「皮むき」と表示する。	一部 改正
		3 こう付きのさくらんぼにあっては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあっては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と表示する。	一部 改正

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法					要望	
農 産 物 缶 詰 及 び 農 産 物 瓶 詰	大きさ（たけのこの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。）	次の表に掲げる区分による大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。						削除
		記号及びその略号		大きさ				
				大（L）	中（M）	小（S）	特小（T）	
		容器による区分	1号缶	4個又は5個	6個以上 10個以下	11個以上 15個以下	16個以上	
			2号缶	4個又は5個	6個以上 10個以下	11個以上 15個以下	16個以上	
			3号缶	4個又は5個	6個以上 10個以下	11個以上 15個以下	16個以上	
			4号缶	—	4個又は5個	6個以上	—	
			5号缶	—	4個又は5個	6個以上	—	
	7号缶		—	4個又は5個	6個以上	—		
		その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	1号缶から7号缶までの個数をもとにその水容積比により換算した個数とする。					
	基部の太さ（アスパラガスのロングスパイア、スパイア及びチップを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。）	次の表に掲げる区分による基部の太さを表す記号又はその略号により表示し、かつ、基部の太さの略号を表示する場合にあっては、その略号が特大、大、中若しくは小である旨又はその略号が示す基部の直径を表示する。ただし、基部の太さをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。						削除
		基部の太さ				基部の太さを表す記号及びその略号		
皮付き（基部の直径）		皮むき（基部の直径）						
20mm以上		18mm以上		特大（E）				
15mm以上20mm未満		13mm以上18mm未満		大（L）				
10mm以上15mm未満		8mm以上13mm未満		中（M）				
10mm未満		8mm未満		小（S）				

食品	表示事項	表示の方法	要望																																											
農産物 缶詰 及び 農産物 瓶詰	粒の大きさ (グリーンピース、 マッシュルーム のホール及びボ タン並びになめ こを詰めたもの に限る。ただし、 製造工程上の 技術的理由 等から粒の大き さを把握でき ない場合は、こ の限りでない。)	グリーンピースを詰めたものにあつては表 1、マッシュルームのホール及びボタンを詰めたものにあつては表 2、なめこを詰めたものにあつては表 3 に掲げる区分による粒の大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、粒の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が特大、大、中、小、特小若しくは極小である旨又はその略号が示す粒径、ふるい目の大きさ若しくはかさの直径を表示する。ただし、粒の大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。 表 1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>粒の大きさ（粒径）</th><th>粒の大きさを表す記号及びその略号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 mm以上</td><td>大（L）</td></tr> <tr> <td>7 mm以上 9 mm未満</td><td>中（M）</td></tr> <tr> <td>7 mm未満</td><td>小（S）</td></tr> </tbody> </table> 表 2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>粒の大きさ（粒径）</th><th>粒の大きさを表す記号及びその略号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35.0mmふるい上</td><td>特大（G）</td></tr> <tr> <td>35.0mmふるい下27.5mmふるい上</td><td>大（L）</td></tr> <tr> <td>27.5mmふるい下21.0mmふるい上</td><td>中（M）</td></tr> <tr> <td>21.0mmふるい下16.5mmふるい上</td><td>小（S）</td></tr> <tr> <td>16.5mmふるい下12.0mmふるい上</td><td>特小（T）</td></tr> <tr> <td>12.0mmふるい下</td><td>極小（m）</td></tr> </tbody> </table> 表 3 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>粒の大きさ（粒径）</th><th>粒の大きさを表す記号及びその略号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">形状による区分</td><td rowspan="4">つぼみ</td><td>22mm以上30mm未満</td><td>大（L）</td></tr> <tr> <td>16mm以上22mm未満</td><td>中（M）</td></tr> <tr> <td>10mm以上16mm未満</td><td>小（S）</td></tr> <tr> <td>10mm未満</td><td>特小（T）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">開き</td><td>30mm以上50mm未満</td><td>大（J）</td></tr> <tr> <td>20mm以上30mm未満</td><td>中（E）</td></tr> <tr> <td>20mm未満</td><td>小（P）</td></tr> </tbody> </table>	粒の大きさ（粒径）	粒の大きさを表す記号及びその略号	9 mm以上	大（L）	7 mm以上 9 mm未満	中（M）	7 mm未満	小（S）	粒の大きさ（粒径）	粒の大きさを表す記号及びその略号	35.0mmふるい上	特大（G）	35.0mmふるい下27.5mmふるい上	大（L）	27.5mmふるい下21.0mmふるい上	中（M）	21.0mmふるい下16.5mmふるい上	小（S）	16.5mmふるい下12.0mmふるい上	特小（T）	12.0mmふるい下	極小（m）			粒の大きさ（粒径）	粒の大きさを表す記号及びその略号	形状による区分	つぼみ	22mm以上30mm未満	大（L）	16mm以上22mm未満	中（M）	10mm以上16mm未満	小（S）	10mm未満	特小（T）	開き	30mm以上50mm未満	大（J）	20mm以上30mm未満	中（E）	20mm未満	小（P）	削除
		粒の大きさ（粒径）	粒の大きさを表す記号及びその略号																																											
		9 mm以上	大（L）																																											
		7 mm以上 9 mm未満	中（M）																																											
		7 mm未満	小（S）																																											
		粒の大きさ（粒径）	粒の大きさを表す記号及びその略号																																											
		35.0mmふるい上	特大（G）																																											
		35.0mmふるい下27.5mmふるい上	大（L）																																											
		27.5mmふるい下21.0mmふるい上	中（M）																																											
		21.0mmふるい下16.5mmふるい上	小（S）																																											
16.5mmふるい下12.0mmふるい上	特小（T）																																													
12.0mmふるい下	極小（m）																																													
		粒の大きさ（粒径）	粒の大きさを表す記号及びその略号																																											
形状による区分	つぼみ	22mm以上30mm未満	大（L）																																											
		16mm以上22mm未満	中（M）																																											
		10mm以上16mm未満	小（S）																																											
		10mm未満	特小（T）																																											
	開き	30mm以上50mm未満	大（J）																																											
		20mm以上30mm未満	中（E）																																											
		20mm未満	小（P）																																											

削除

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法	要望																															
農 産 物 缶 詰 及 び 農 産 物 瓶 詰	果肉の大きさ（果実（パインアップルを除く。）の二つ割りを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）	1 もも、洋なし又は和なしを詰めたものにあつては、果肉数又は次の表に掲げる区分による果肉の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。 2 もも、洋なし及び和なし以外のものを詰めたものにあつては、果肉数又は果肉の大きさを表す記号（大、中又は小の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。	削除																															
		<table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">果肉の大きさ</td></tr><tr><td colspan="2">記号及びその略号</td><td>大（L）</td><td>中（M）</td><td>小（S）</td></tr><tr><td rowspan="5">容器による区分</td><td>1号缶</td><td>30個以下</td><td>31個以上 45個以下</td><td>46個以上 60個以下</td></tr><tr><td>2号缶</td><td>8個以下</td><td>9個以上 12個以下</td><td>13個以上 16個以下</td></tr><tr><td>4号缶</td><td>3個以下</td><td>4個以上 6個以下</td><td>7個以上 9個以下</td></tr><tr><td>5号缶</td><td>3個以下</td><td>4個以上 5個以下</td><td>6個以上 7個以下</td></tr><tr><td>その他の缶型のもの及び瓶詰のもの</td><td>1,000g当たり 15個以下</td><td>1,000g当たり 16個以上 25個以下</td><td>1,000g当たり 26個以上</td></tr></table>				果肉の大きさ			記号及びその略号		大（L）	中（M）	小（S）	容器による区分	1号缶	30個以下	31個以上 45個以下	46個以上 60個以下	2号缶	8個以下	9個以上 12個以下	13個以上 16個以下	4号缶	3個以下	4個以上 6個以下	7個以上 9個以下	5号缶	3個以下	4個以上 5個以下	6個以上 7個以下	その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	1,000g当たり 15個以下	1,000g当たり 16個以上 25個以下	1,000g当たり 26個以上
				果肉の大きさ																														
記号及びその略号		大（L）	中（M）	小（S）																														
容器による区分	1号缶	30個以下	31個以上 45個以下	46個以上 60個以下																														
	2号缶	8個以下	9個以上 12個以下	13個以上 16個以下																														
	4号缶	3個以下	4個以上 6個以下	7個以上 9個以下																														
	5号缶	3個以下	4個以上 5個以下	6個以上 7個以下																														
	その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	1,000g当たり 15個以下	1,000g当たり 16個以上 25個以下	1,000g当たり 26個以上																														

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法	要望								
農 産 物 缶 詰 及 び 農 産 物瓶詰	果粒の大きさ（全果粒のもの並びにさくらんぼ、あんず及びぶどうの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）	1 みかんを詰めたものにあつては、果粒数又は次の表に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。	削除								
		2 みかん以外のものを詰めたものにあつては、果粒数又は果粒の大きさを示す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する									
		<table><tr><th>果粒の大きさ</th><th>粒の大きさを表す記号及びその略号</th></tr><tr><td>100 g 当たり20個以下</td><td>大粒（L）</td></tr><tr><td>100 g 当たり21個以上 35個以下</td><td>中粒（M）</td></tr><tr><td>100 g 当たり36個以上</td><td>小粒（S）</td></tr></table>		果粒の大きさ	粒の大きさを表す記号及びその略号	100 g 当たり20個以下	大粒（L）	100 g 当たり21個以上 35個以下	中粒（M）	100 g 当たり36個以上	小粒（S）
		果粒の大きさ		粒の大きさを表す記号及びその略号							
		100 g 当たり20個以下		大粒（L）							
100 g 当たり21個以上 35個以下	中粒（M）										
100 g 当たり36個以上	小粒（S）										
	内容個数（パインアップルの2つ割り及び輪切り並びにりんごの輪切りのものを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から内容個数を把握できない場合は、この限りでない。）	「○個」、「○枚」等と表示する。	削除								
	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	現状維持								
	「冷凍原料使用」の用語（アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち凍結させたアスパラガスを使用したもの及びパインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰のうち凍結させた果肉を使用したものに限る。）	「冷凍原料使用」と表示する。	削除								

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	「もどし豆」の用語（グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰のうちもどし豆を使用したものに限る。）	「もどし豆」と表示する。	削除
	「もどし原料使用」の用語（マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰のうち塩蔵したマッシュルームを水で戻して使用したものに限る。）	「もどし原料使用」と表示する。	削除
	固形分（えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰のうちえのきたけをしょうゆ、砂糖類等と煮込んだものを詰めたものに限る。）	実固形分を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって表示する。	現状 維持
	形状を表す写真、絵又は図柄（パインアップル缶詰に限る。）	形状を表す写真、絵又は図柄を表示する。	削除

○別表第20：様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

食品	表示事項	表示の方法	要望
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	名称 形状 大きさ 基部の太さ 粒の大きさ 果肉の大きさ 果粒の大きさ 内容個数 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者	(表中)	一部 改正
		(備考)	一部 改正
		第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。	
		一 「冷凍原料使用」（凍結させたアスパラガスを使用したものに限る。）、「もどし豆」及び「もどし原料使用」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの2分の1以上の高さであって、かつ、J I S Z 8305に定める20ポイント（缶又は瓶の胴の面積が250平方c m未満のものに表示する場合にあっては、14ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。	削除
		二 「冷凍原料使用」（凍結させたパインアップルの果肉を使用したものに限る。）の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの3分の2以上の高さであって、かつ、J I S Z 8350に定める20ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。	削除
	備考 別記様式1の備考の規定によるほか、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	三 「固形分」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、「固形分」及び「%」の文字はJ I S Z 8305に定める9ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。	現状 維持

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示事項	要望
農産物缶詰及び農産物瓶詰	1 「天然」又は「自然」の用語	削除
	2 「純正」その他純粋であることを示す用語。	

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部修正	・業界団体として、必要な部分は現状維持し、それ以外は、懇談会のとりまとめの方向に沿って整理する方向で修正。
別表4 個別ルール（名称）	一部修正	・業界団体として、必要な部分は現状維持し、それ以外は、懇談会のとりまとめの方向に沿って整理する方向で修正。
別表4 個別ルール（原材料名）	廃止	・横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができることから廃止。
別表19 個別義務表示	一部修正	・横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができる部分については廃止。 ・業界団体として、必要な部分は現状維持又は一部修正する方向で整理。
別表20 表示の方法	一部修正	・上記の修正の方向に沿って修正
別表22 表示禁止事項	廃止	・横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため廃止。

※その他、旧JAS法関連事項（品質表示事項）以外の改正要望として、「缶詰の食品」に「主な原材料名」を表示する追加的な表示事項について、横断ルールで対応できていることから廃止を希望。